

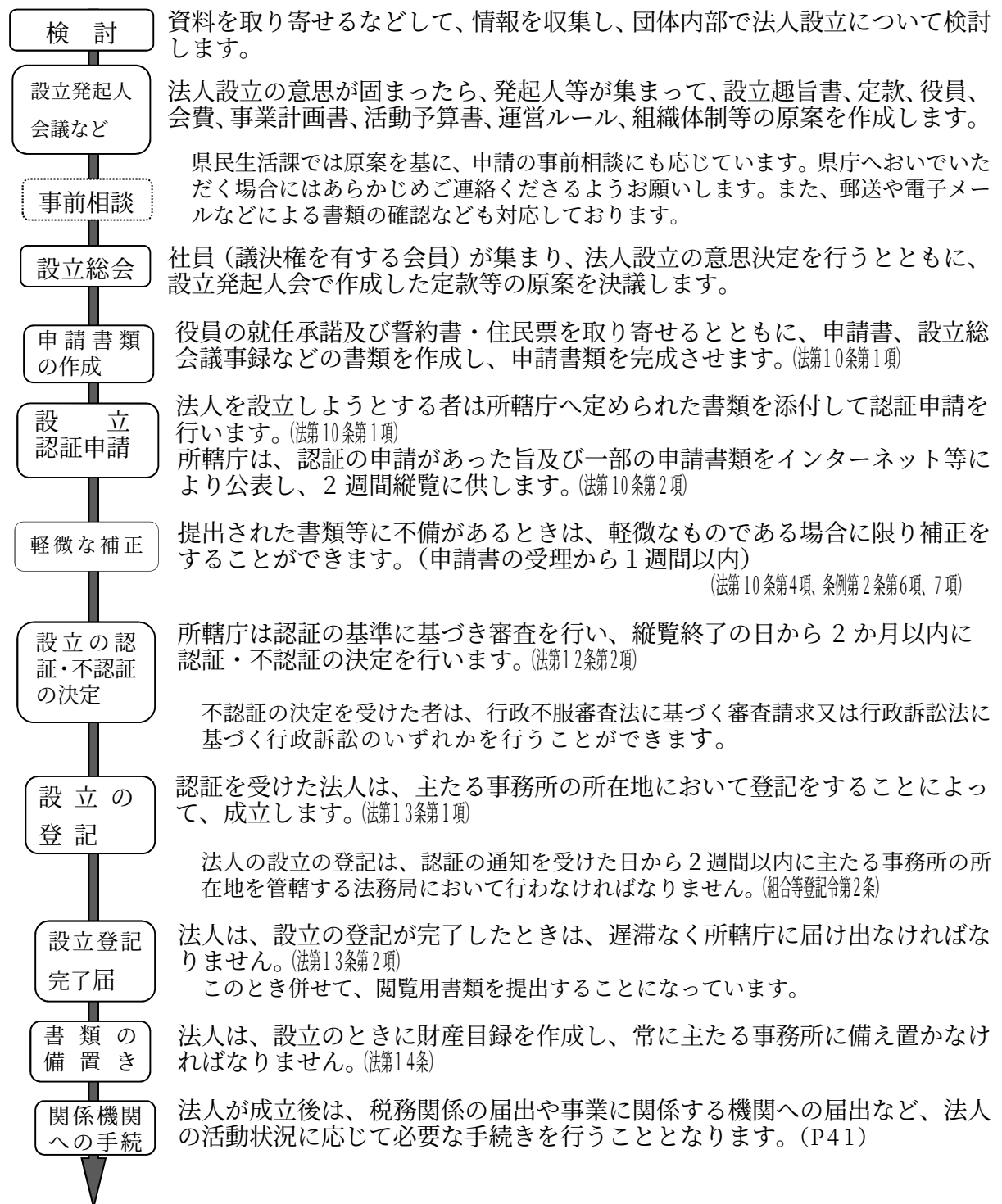
第2章 法人の設立

NPO 法人になるには、団体で法人設立の意思を決定した後、法令に規定されている申請書類を所轄庁（P5）に提出して、設立の認証を受けなければなりません。（法第10条第1項）

所轄庁の認証の後、設立登記をすることによって成立します。（法第13条第1項）

新潟県が所轄庁となる法人については、県民生活課社会活動推進係が申請窓口です。

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きに必要な書類（複数部数となっているものは、縦覧、閲覧に供する書類です。）

① 設立認証申請書 オンライン可

	書 類 の 名 称	部数	参照	備考
1	設立認証申請書（第1号様式）	1	P17	様式
2	定款	3	P18	参考例
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）	3	P29	参考例
4	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	1	P30	参考例
5	各役員の住所または居所を証する書面（住民票等） ※	1	官公署発行のもの	
6	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1	P31	参考例
7	法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1	P32	参考例
8	設立趣旨書〔3部〕	3	P33	参考例
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	P34	参考例
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	3	P35	参考例
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	3	P36	参考例

※ 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、添付を省略することができます。オンラインによる申請で、住基ネット利用による本人確認を希望しない場合、別途住民票等の提出が必要です。

② 補正書 オンライン可

	書 類 の 名 称	部数	参照	備考
1	補正書（第2号様式）	1	P40	様式

③ 設立の登記

	書 類 の 名 称	部数	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟 地方法務局にお 問い合わせくだ さい。 (P165)
2	定款	1	
3	法人の設立認証通知書 （原本とともに写しを持参し、法務局で「原本還付」の手続きをします）	1	
4	代表権を有する者の資格を有する書面（設立当初の役員名を記載した定款と役員就任承諾書）	1	

※ 上記のほか特定非営利活動法人の印鑑登録のため、印鑑届出書、法人印、代表者の印鑑証明書が必要です。

④ 登記完了届 オンライン可

	書 類 の 名 称	部数	参照	備考
1	登記完了届（第3号様式）	1	P41	様式
2	登記事項証明書 ※	1	法務局発行のもの	
3	登記事項証明書の写し ※	2	2の写し	
4	設立当初の財産目録	3	P42	参考例

※オンラインによる届出の場合でも、書面での提出が必要です。

第1号様式（第2条関係）

設立認証申請書

申請書を提出する日

令和〇〇年〇〇月〇日

新潟県知事

様

申請内容の確認の連絡や認証通知の送付先になるので、正確、明瞭に記載してください。

住所又は居所 〇〇市〇〇〇町1丁目2番地3号

申請者 氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 025-111-2222

下記のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□

2 代表者の氏名

〇〇 〇〇

3 主たる事務所の所在地

〇〇市〇〇〇町2丁目3番地4号

3 主たる事務所所在地は、定款では市町村名までの場合でも申請書には町名、番地まで記載
※従たる事務所をおく場合は、「4 従たる事務所の所在地」として同様に記載し、「定款に記載された目的」は5に繰り下げ

4 定款に記載された目的は、定款の目的（定款参考例の場合は第3条）のとおりに記載

4 定款に記載された目的

定款の目的と同じ文言を記載

この法人は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・を目的とする。

注 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

添付書類

- 1 定款 [3部]
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの） [3部]
- 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書 [3部]
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 [3部]
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 [3部]

特定非営利活動法人□□□□□定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人□□□□□という。

＊必ず記載する事項、登記事項です。

＊法人の名称については、登記上のルールがありますので、特殊な場合は事前に最寄りの法務局に相談されることをお勧めします。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県□□市□□〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を新潟県□□郡□□町〇番〇号に置く。

＊必ず記載する事項、登記事項です。

＊所在地の表示は、最小行政区画（市町村）まででも構いません。

＊番地まで表示する場合は、「〇—△—□」などと省略せずに表記してください。

＊従たる事務所がない場合、第2項は不要です。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、【①】に対して、【②】に関する事業を行い、【③】に寄与することを目的とする。

＊必ず記載する事項、登記事項です。

＊①には、受益対象者の範囲について記載し、②には、主要な事業を記載し、③には、法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益に繋がるのか）や法人としての最終目標を具体的かつ明確に伝わるように記載し、不特定多数の者の利益の増進に寄与することが目的であることを明らかにします。必ずしもこの形式である必要はありませんが、設立趣旨書などと整合性をとり、法人の権利能力の範囲を明確にできる程度に具体的に記載してください。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（1）…

＊必ず記載する事項、登記事項です。

＊法別表に列挙されている活動（P125 参照）のうち、該当する活動の種類を記載します。（複数選択可）

＊法別表の表現のまま記載するのが原則です。

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

①…

②…

（2）その他の事業

①…

②…

＊必ず記載する事項、登記事項です。具体的な事業内容を定めます。

＊特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、（2）は不要です。その場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。」と記載し、（1）（2）・・・と事業内容を記載しても構いません。

＊「（2）その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るために収益を目的に行う事業や会員相互の融和・親睦を図るための事業などが考えられます。

実施に当たり、各法令等に基づき許可や登録が必要な事業については、当該法令等に則した事業名にしておかなければならない場合があります。事前に所管する機関などに確認されることをお勧めします。

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

＊法第5条第1項の規定の引用です。特定非営利活動法人は、特定非営利活動を主たる目的とするため、「その他の事業」の事業規模が「特定非営利活動事業」を上回るような活動状況は、趣旨に反します。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) …

＊社員の資格の得喪は、必ず記載する事項です。法上の社員を明確にします。

＊上記の(1)、(2)は例示なので、名称なども含め、各法人にとって必要な会員種別を検討して記載してください。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

＊社員の資格の得喪は、必ず記載する事項です。

＊社員の資格取得に不当な条件を付すことはできません。(法第2条第2項第1号)

条件を付す場合は、目的などに照らし、合理的かつ客観的なものでなければなりません。この場合は、第1項を「正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。」として条件を規定し、第1項、第2項をそれぞれ、第3項、第4項と繰り下げてください。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

＊社員の資格の得喪は、必ず記載する事項です。

＊正会員の資格喪失に不当な条件を付すことはできません。(法第2条第2項第1号)

＊除名を資格喪失の条件とする場合には、除名に関する規定が必要となります。(この定款例第11条参照)

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

＊退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなら

ない。

(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

＊役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ○人以上○人以内

(2) 監事 ○人以上○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

＊法人には役員として理事3人以上、監事1人以上を置かななくてはなりません。(法第15条)

＊「○人」と定数を規定することもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

＊第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

＊役員のその他の欠格事項は、法第20条を参照してください。

(職務)

第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、理事長は、この法人の業務を総理する。

＊理事の代表権を制限する場合は、その旨を記載する必要があります。(法第16条)

(例)「第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」 など

(その場合は、以下の項を繰り下げてください。)

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

＊副理事長等が1人だけの場合は、「あらかじめ指名した順序によって」は不要となります。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

＊第4項は、法第18条の引用です。

(任期等)

第16条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - *必ず記載する事項です。
 - *「再任を妨げない」とは、同一人が任期満了後、期間を空けることなく再度役員に就任できるということです。
 - *任期は2年以内でなくてはなりません。ただし、総会で役員選任をする場合に限り役員任期の伸長規定（第2項）を設けることができます。(法24条)
 - *第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続けるわけではありません。

（欠員補充）

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- *法第22条の引用です。

（解任）

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- *法第2条第2項第1号ロの規定によるものです。
- *あくまで役員としての報酬なので、役員である者が事務局などの職員として従事している場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - *交通費などの実費弁償は上記の「報酬」には該当しません。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
 - *法人の実情に応じて、規定します。

第5章 総会

- *会議に関する事項は、必ず記載する事項です。
- *第6章の理事会と併せて「会議」として規定することも可能です。

（種別）

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
 - *法人の業務は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外はすべて総会の決議によって行うとされています。(法第14条の5)
 - *（1）定款の変更、（2）解散、（3）合併は、総会の権限とされ、理事会等に委任できません。これ以外は理事会などの議決事項とすることができますが、その場合、他の条文（定款例第 32 条理事会の権能ほか関係する条項）と相互に矛盾しないように規定してください。
(法第25条第1項、第31条第1項第1号、第34条第1項)

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎年〇回開催する。

*法第 14 条の 2 の規定により、毎年（年度）1 回以上通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

*（2）の「5 分の 1」は、定款で異なる割合を定めることができます。(法第14条の3第2項)

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

*総会の招集方法は、必ず記載する事項です。(法第14条の4)

*第 3 項について、法第 14 条の 4 の規定により、少なくとも 5 日前までに通知しなければなりません。
(5 日以上にすることは差し支えありません。)

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

*定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を勘案して、法人の意思を決定する機関としてふさわしい数を決定してください。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

*あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することで議決することができます。

(例)「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の〇分の〇以上（過半数以上）の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」(法第14条の6)

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

※第 1 項、第 2 項及び第 4 項は、法第 14 条の 7 第 1 項、第 2 項及び法第 14 条の 8 の引用です。

※欠席の場合の表決について、書面に代えて電磁的方法を利用することもできます。(法第 14 条の 7 第 3 項)

〔・利用する場合の規定の例→「書面もしくは電磁的方法をもって表決し」
・電磁的方法は 3 つ＝電子メール・法人のホームページに記録・CD 等に記録して交付
（いずれかに限定も可）〕

※電磁的方法を利用する場合は、議決権行使が適正に行われるよう、電子署名を付す、あらかじめパスワードを交付するなど、運用方法について法人内部で十分に検討されることをお勧めします。

※理事会議決についても同様。定款例第 37 条参照

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

※必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、記載します。

※第 5 章の総会と併せて「会議」として規定することも可能です。

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

※総会等との権能の分担について、定款例第 23 条等の総会での議決事項と併せて検討してください。

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

＊法人の業務は、定款に特別な定めがないときは、理事の過半数をもって決するとされています。

(法第17条)

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

＊資産に関する事項は、必ず記載する事項です。ただし内容について具体的な規定はありません。

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

＊法第 5 条の規定によるものです。

＊この定款例第 5 条（事業）の種類に合わせて区分してください。

＊特定非営利活動に係る事業に関する資産 1 種の場合のみは、その他の事業に関する部分は不要となります。また、この条項を削除することもできます。

＊会計の区分についても同様。定款例第 43 条参照

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

＊「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ

ればならない。

＊法第 28 条の規定によるものです。事業年度終了後 3 か月以内に決算書類等を作成し、全ての事務所に備置き、社員等関係者の閲覧請求に応じるとともに、所轄庁へ提出しなければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

＊必ず記載する事項です。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

＊定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。

＊定款の変更は、必ず総会の議決を必要とします。「4 分の 3 以上」については、定款で異なる割合を定めることができます。定款に特に定めがない場合は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、4 分の 3 以上による議決が必要です。(法第 25 条)

＊法第 25 条第 3 項に規定する事項とは、①目的、②名称、③特定非営利活動の種類、④特定非営利活動に係る事業、⑤所轄庁の変更を伴う事務所の所在地、⑥社員資格の得喪、⑦役員（役員定数に係るものを除く）、⑧会議、⑨その他の事業、⑩残余財産の帰属先、⑪定款の変更に関する事項です。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

＊解散に関する事項は、必ず記載する事項です。

＊第 1 項 (1) から (6) は法第 31 条第 1 項の引用です。これ以外に存立時期又は解散の事由を定めたときは、登記事項となります。

＊第 2 項の「4 分の 3 以上」については、定款で異なる割合を定めることができます。(法第 31 条第 2 項)

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、◇◇◇◇に譲渡するものとする。

＊法人が解散した後、債権者への債務を支払った以後にもなお、残余財産がある場合には、その処分をする必要があります。

＊残余財産の帰属先は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

社員への分配などはできません。

＊帰属先を明記せず、総会で議決することも可能です。

(例) この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会で選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

*合併は、必ず総会の議決を必要とします。

*「4 分の 3 以上」については、定款で異なる割合を定めることができます。(法第 34 条)

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

*必ず記載する事項です。

*下線部の公告は、解散及び合併に伴う公告を指します。

波線部の公告方法は以下の 4 つの方法から選んで定款で定める必要があります。

(P44 を参照ください)

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報に掲載	官報
②日刊新聞紙に掲載	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・ この法人のホームページ ・ 内閣府 N P O 法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示	この法人の主たる事務所の掲示場

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 ☐ ☐ ☐ ☐

副理事長 ☐ ☐ ☐ ☐

.....

理事 ☐ ☐ ☐ ☐

.....

監事 ☐ ☐ ☐ ☐

*設立当初の役員は、必ず記載する事項です。

*定款の規定に沿った役職、人数の役員を記載します。役員名簿にある役職、氏名と一致していなくてはなりません。

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

*設立当初の任期は、成立の日から 2 年を超えてはなりません。役員を総会選任としている場合、総会開催時期と役員改選の時期などを考慮し、役員の任期を事業年度終了後 2 ～ 3 か月程度ずらししておくなどの方法もあります。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員 ○○○円 賛助会員 ○○○円
- (2) 年会費 正会員 ○○○円 賛助会員 ○○○円

＊会員の種別に応じて、それぞれ区分して記載します。

定款附則に記載された
設立当初の役員と一致
します。

役員名簿

特定非営利活動法人 ○ ○ ○ ○

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	○○ ○○	〇〇市〇〇〇町 1 丁目 2 番地 3	無
副理事長	○○ ○○	〇〇市〇〇〇町 3 丁目 4 番地 5	無
理事	○○ ○○	申請書に添付する住所又は居所 を証する書面（住民票等）に記 載された住所を記載します。	無
理事	○○ ○○		無
監事	○○ ○○		無

※「役名」の欄には、理事、監事の別を記載してください。

※「住所又は居所」の欄には、申請書に添付する又は居所を証する書面（住民票等）に記載されている住所又は居所を記載します。

※「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入します。

※役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。（法第2条第2項第1号ロ）

※理事・監事が5人以下の場合、配偶者もしくは3親等以内の親族となる者が役員に含まれていてはなりません。6人以上の場合には、当該親族をそれぞれの役員について1人まで含むことができます。（法第21条）

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

選任された日以降
の就任承諾の日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

就任承諾及び誓約書

申請書に添付する住所又は
居所を証する書面（住民
票等）に記載された住所、
氏名を正確に記載します。

住所又は居所 〇〇市〇〇〇町 1 丁目 2 番地 3
氏 名 〇〇 〇〇

住民基本台帳ネットワークの利用に同意
し、住民票等の添付を省略する場合は、そ
の旨を就任承諾及び誓約書等に記載し、住
所又は居所を正確に記載します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、住所又
は居所を証する書面の添付を省略します。
(生年月日) 年 月 日

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進
法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

就任する役職名（理事又
は監事）を記載

特定非営利活動促進法第 20 条の要件	
一	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三	以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）、第 247 条（背任）の罪を犯した場合 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
四	暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
五	設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
六	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
特定非営利活動促進法第 21 条の要件	
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。	

理事・監事が 5 人以下の場合、配偶者もしくは 3 親等以内の親族となる者が役員に含まれていてはなりません。6 人以上の場合には、当該親族をそれぞれの役員について 1 人まで含むことができます。

社員のうち10人以上の名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇町1丁目2番地3
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇町3丁目4番地5
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

※法人の成立時に社員（総会の議決権を持つ者、正会員など）になる者の氏名、住所を記載します。少なくとも10人分が記載されていなくてはなりません。

※法人が社員となる場合は、「氏名」欄には「その名称及び代表者の氏名」を、「住所」の欄には「法人の所在地」を記載します。

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇年〇月〇日に開催された設立総会において確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所 〇〇市〇〇〇町1丁目2番地3
氏 名 〇〇 〇〇

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件
イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

法人を設立する趣旨を説明する書類で、ここに記載された内容が、定款の目的や事業内容に反映されていることになります。
様式の規定はありません。ここに示した項目も参考に示したものです。特定非営利活動を行い不特定多数の者の利益に寄与するため法人を設立することについて、わかりやすく記載します。

たとえば、

- ・ 定款に定めた目的、事業についての社会的な背景や問題点
- ・ 定款で行うとしている特定非営利活動事業の内容、必要性
- ・ 任意団体や他の法人格ではなく、特定非営利活動法人を設立する理由などについて説明し、法人設立の趣旨を記載してください。

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人設立を発起し（活動実績がある場合には、その内容など）、申請に至る経緯などを記載します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所 〇〇市〇〇〇町 1 丁目 2 番地 3
氏 名 〇〇 〇〇

設立①—9

設立についての意思
の決定を証する議事
録の謄本 参考例

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 開催の日時
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時から〇時まで
- 2 開催の場所
新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇会館
- 3 出席者数
〇〇人
- 4 審議事項

(参考)
法人設立後の総会議事録などでは、出席者数（書面表決者、表決委任者数）と併せ、社員総数を記載し、会議が成立していることを明らかにしておきます。

 - (1) 議長の選任の件
 - (2) 設立趣旨に関する件
 - (3) 定款に関する件
 - (4) 役員及び報酬に関する件
 - (5) 入会金及び会費に関する件
 - (6) 設立当初の資産に関する件
 - (7) 設立初年度、翌年度の事業計画及び活動予算に関する件
 - (8) 確認書の内容についての確認の件
 - (9) 設立認証申請に関する件
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 第1号議案 議長選任の件
〇〇〇より、〇〇〇〇氏を議長に指名し、異議なく選任された。
 - (2) 第2号議案 設立趣旨に関する件
議長より第2号議案について設立趣意書案を説明し、この趣旨で特定非営利活動法人〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、原案どおり満場一致で(〇人中〇人賛成)承認された。
 - (3)
 - (8) 第8号議案 確認書の内容についての確認の件
設立する法人は特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することについて、出席者全員で確認した。
 - (9) 設立認証申請に関する件
議長より、新潟県へ法人設立の認証申請を行うにあたり、設立代表者を〇〇〇〇氏とすること及び申請手続きにあたり申請書類の軽微な修正については設立代表者に一任することについて諮ったところ、満場一致で承認された。
- 6 議事録署名人の選任に関する事項
議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるにあたり、議事録署名人2人を選任したい旨諮った結果、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の2人が異議なく選任された。

総会で設立の意思の決定がなされていることを証明するものです。

審議事項は参考例です。

定款の事務所所在地を市町村名までの記載にした場合は、事務所住所(町名、番地まで)の決定についても議事録でわかるようにしてください。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 (署名)

議事録署名人 (署名)

同 (署名)

※申請書に添付するのは議事録の謄本になります。

令和〇〇年度事業計画書
(法人成立の日から〇年〇月〇日まで)

設立初年度、翌年度の
２か年分必要です。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

１ 事業実施の方針

事業を実施するうえで、目的、設立趣旨等に照らし、
当該年度はどのような方針で行うのか記載します。

２ 事業実施に関する事項

(１) 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予 定 人 数	支 出 見込み額
〇〇事業	〇〇〇を〇〇にて開催	〇月〇日 予定	〇市内 〇〇	〇人	地域の参加 希望者 〇〇人	350
△△事業	…を対象に…を実施	毎月〇回 年〇回	〇〇〇	〇人	対象者・・・ 〇〇人	400

定款に規定した
事業名を記載

活動予算書で事業費を事
業別に区分している場合
は当該額と一致

(２) その他の事業

定款でその他の事業の実施を規定していない場
合は、(２)の項目は不要

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見込み額
	定款で特定非営利活動事業とは別に「その他の事業」(定款参考例の場合、 第５条第１項第２号)を規定している場合のみ欄を設けて記載。 当該年度に実施の予定がなければ、「実施予定なし」と記載				

事業計画書について様式の定めはありません。法人の活動が不特定多数の者の
利益の増進に寄与する活動を主とするものであることを示す内容として、参考
例では上記のような項目を例示しています。

- ※ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として
作成します。
- ※ 「２ 事業実施に関する事項」は「特定非営利活動に係る事業」と
「その他の事業」について区分を明らかにして記載します。

設立①—1 1
活動予算書参考例
(設立初年度)

様式例・記載例 (法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

3部提出する

定款附則の「設立
当初の事業年度」
と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合はP50の様式例を参照

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP50の様式例を参照）。

設立①— 1 1
活動予算書 参考例
(翌事業年度)

様式例・記載例 (法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

次期事業年度の自至
年月日を記載

〇〇年度 活動予算書

××年×月×日から××年×月×日まで

3部提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

当初年度活動予算書
(前事業年度活動計算書)の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合はP50の様式例を参照

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP50の様式例を参照)。

第2号様式（第2条関係）

補正書

令和〇〇年〇〇月〇日

新潟県知事 様

住所又は居所 〇〇市〇〇〇町1丁目2番地3
申請者 氏 名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 025-111-2222

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、以下のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 〇〇〇〇・・・	第〇条 △△△△・・・
⋮	⋮

2 補正の理由

（備考）

- 1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類3部を添付すること。
 - ①定款
 - ②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③設立趣旨書又は合併趣旨書
 - ④設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - ⑤設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

第3号様式（第4条関係）

設立登記完了届

届出する日を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

届出者	住 所	〇〇市〇〇〇町2丁目3番地4
	名 称	特定非営利活動法人〇〇〇
	代表者の氏名	理事長 〇〇 〇〇
	電 話 番 号	025-111-2222

設立の登記をしたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕
- 2 財産目録〔3部〕

設立④—4
財産目録
記載例

様式例・記載例（法第14条関係）

設立の時の財産目録

××年×月×日現在

登記事項証明書に記載してある法人設立の年月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は不要

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

正味財産＝資産合計－負債合計

(3) 法人設立後に必要な届出など

登記が完了し、法人が成立すると、税務関係のほか法人の活動状況に応じて所轄庁以外の様々な関係機関に届出をする必要があります。次に一般的に想定されるものを掲載しましたが、詳しくは各関係機関にご相談ください。

① すべての法人が必要な手続き（県税、市町村税関係）

対 象	届 出 書	提 出 先	提 出 期 限	様式
法人を設立したとき	法人設立等届出書	(県税) 地域振興局県税部	設立の日から10日以内	P44
		(市町村税) 市町村の税務担当課	(市町村にご確認ください)	—

② その他、法人の活動状況によって想定される手続き

対 象	届 出 書	提 出 先	提 出 期 限
税法上の収益事業を行う場合	収益事業開始届出書	税務署	収益事業開始日から2か月以内
	青色申告の承認申請書	税務署	収益事業開始から3か月経過した日か当初事業年度末日のいずれか早い日の前日まで
	減価償却方法の届出書	税務署	事業開始年度の確定申告書提出期限まで
	棚卸資産の評価方法の届出書		
労働者を雇用したとき（源泉徴収関係）	給与支払事務所開設届出書	税務署	事務所開設日から1か月以内
労働者を雇用したとき（労働保険、健康保険）	健康保険・厚生年金被保険新規適用届	年金事務所	雇用した日から5日以内
	健康保険・厚生年金被保険者資格取得届 など		
	労働保険保険関係成立届	労働基準監督署	関係成立日から10日以内
	雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所	関係成立日の翌日から10日以内

参考（県税関係）
法人設立等様式

設立登記後、主たる事務所所在地を所管する県地域振興局県税部に提出します。くわしくは県税部にお問い合わせください。市町村へ提出する様式は、各市町村税務担当課にご確認ください。

第73号様式(第117条関係)

法人設立・異動(解散・合併・変更・閉鎖等)届出書

決		事務所等		業 種		名 寄		電 算		索 引 簿		管 理 番 号	
年 月 日 受付印 地域振興局長 様				法人番号									
				フリガナ		()							
				本店所在地		電話番号 ()							
				フリガナ									
				法 人 名									
フリガナ													
代表者氏名													
法人を設立し、又は届出事項に異動(解散・合併・変更・閉鎖等)を生じたので届け出ます。													
法人の設立・支店等の開設	法人設立年月日						事業年度		・ ・ から ・ ・ まで				
	事業の種類												
	資本金の額		円				資本金等の額		円				
	支店等の所在地	名称	所在地				設置年月日		分割法人にあつては申告する都道府県の数				
							・ ・						
						・ ・							
						・ ・							
申告書の提出期限の延長			事業税及び特別 法人事業税又は 地方 法人特別税		・ ・		末の事業年度から		月間延長				
			県民税		・ ・		末の事業年度から		月間延長				
異動を生じた事項等	① 本店所在地の変更 ② 事業年度の変更 ③ 資本金の額の変更 ④ 資本金等の額の変更 ⑤ 商号の変更 ⑥ 代表者の変更 ⑦ その他()		変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日 ・ ・						
	既に届出のある支店等に異動が生じた場合 ① 設置 ② 所在地の変更 ③ 県内の一部閉鎖 ④ 県内の全部閉鎖 ⑤ その他()		名 称		所 在 地		設 置 ・ 閉 鎖 年 月 日						
							設置・閉鎖 ・ ・						
							設置・閉鎖 ・ ・						
							設置・閉鎖 ・ ・						
	解 散 ・ 清 算 結 了		解散・結了年月日 (登記年月日)		・ ・ (・ ・)		清算人住所						
							清算人氏名						
合 併		合併年月日		・ ・		合併法人住所							
						合併法人名称							
連結納税の承認の有無			有 ・ 無										
還付金が生じた場合の振込先			(銀行)		(支店)		口座番号		普通当座				

◎ 御注意 ※欄は記入しないでください。